

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,939,166	290,875	1,705	4,966,471	6,907,342	290,875
社	債	1,955,686	293,353	969	7,597,816	9,554,471	293,353
預貯金	銀行預金	25,116,180	3,767,427	440,388	2,065,417	27,621,985	3,767,427
	銀行以外の金融機関の預金	17,533,946	2,630,092	437,157	7,326,495	25,297,598	2,630,092
	勤務先預金	1,607,080	241,062	3,679	-	1,610,759	241,062
合同運用信託の収益の分配		14,193	2,129	3,180	325	17,698	2,129
公社債投資信託の収益の分配等		199,306	29,896	-	48,361	247,667	29,896
小 計		48,365,557	7,254,834	887,078	22,004,885	71,257,520	7,254,834
定期積金の給付補てん金等		1,061,500	159,225	-	17,684	1,079,184	159,225
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		252,897	46,184	-	-	252,897	46,184
割引債の償還差益		160,600	28,908	-	-	160,600	28,908
計		49,840,554	7,489,151	887,078	22,022,569	72,750,201	7,489,151

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息 特定投資法人の投資口の配当等	57,060,325	11,010,695	9,895,359	18,398,561	1,336,506	85,354,245	12,347,201
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配	-	-	573,902	1,447,015	100,024	2,020,917	100,024
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	24,163,628	1,692,169	24,163,628	1,692,169
計	57,060,325	11,010,695	10,469,261	44,009,204	3,128,699	111,538,790	14,139,394

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整  
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 28,521,479	千円 2,116,093

調査対象等： 平成24年2月から平成25年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,062,502,523	千円 31,199,652	千円 4,282,542,899	千円 144,203,147	千円 5,345,045,422	千円 175,402,799
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	2,437,187	22,789	35,306,509	402,456	37,743,696	425,245
	計	1,064,939,710	31,222,441	4,317,849,408	144,605,603	5,382,789,118	175,828,044
退 職 所 得		103,781,432	1,248,860	86,123,985	2,930,437	189,905,417	4,179,297
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成25年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条  該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	5,235,482	742,351
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	38,877,881	4,091,896
	診療報酬	43,433	3,708
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	24,886,526	1,704,186
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	911,619	99,052
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	5,725,642	287,180
	契約金・賞金	567,088	38,562
	小 計	76,247,671	6,966,935
法第203条の2該当（公的年金等）		5,347,509	97,664
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		86,429,407	531,933
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		-	-
計		168,024,587	7,596,532
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成25年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	260,924	33,209
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	5,128,054	680,406
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	799,019	88,516
退 職 手 当 等	88,218	13,996
人 的 役 務 の 報 酬	14,273	2,823
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	145,893	17,570
著作権の使用料又はその譲渡による対価	184,013	20,763
貸 付 金 の 利 子	114,537	16,098
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	58,652	11,430
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	32,910	3,291
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	295,013	58,543
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	6,289	1,259
賞 金	-	-
合 計	7,127,795	947,904

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。